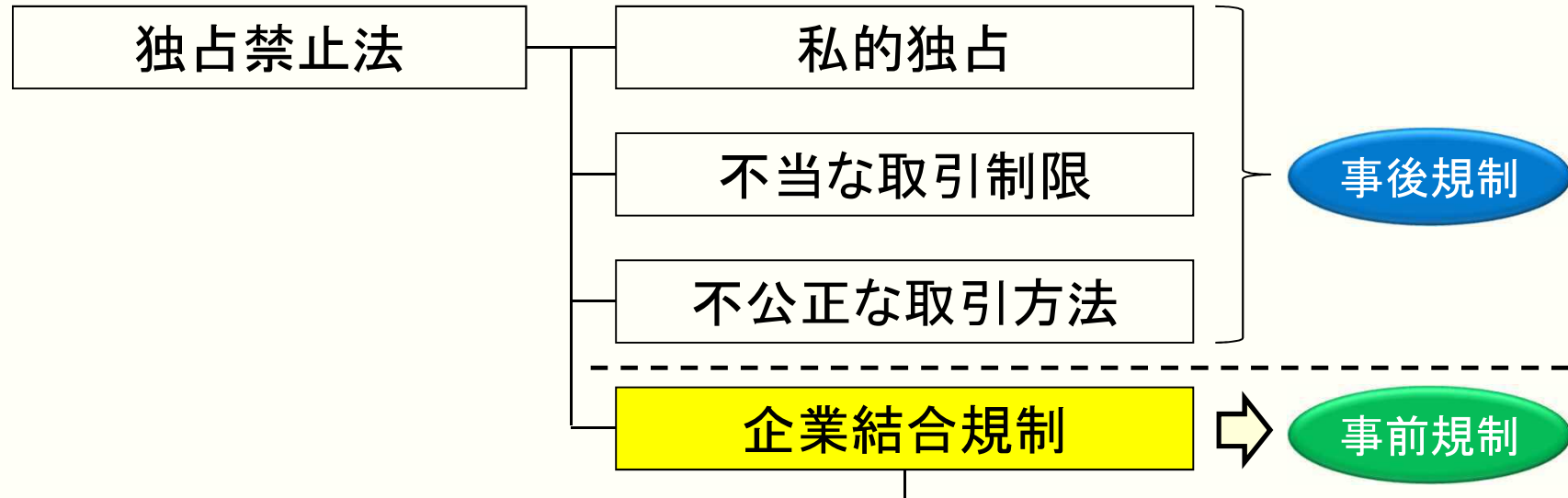




令和4年度における企業結合関係届出の状況 及び主要な企業結合事例

公正取引委員会事務総局
経済取引局企業結合課長
横手 哲二

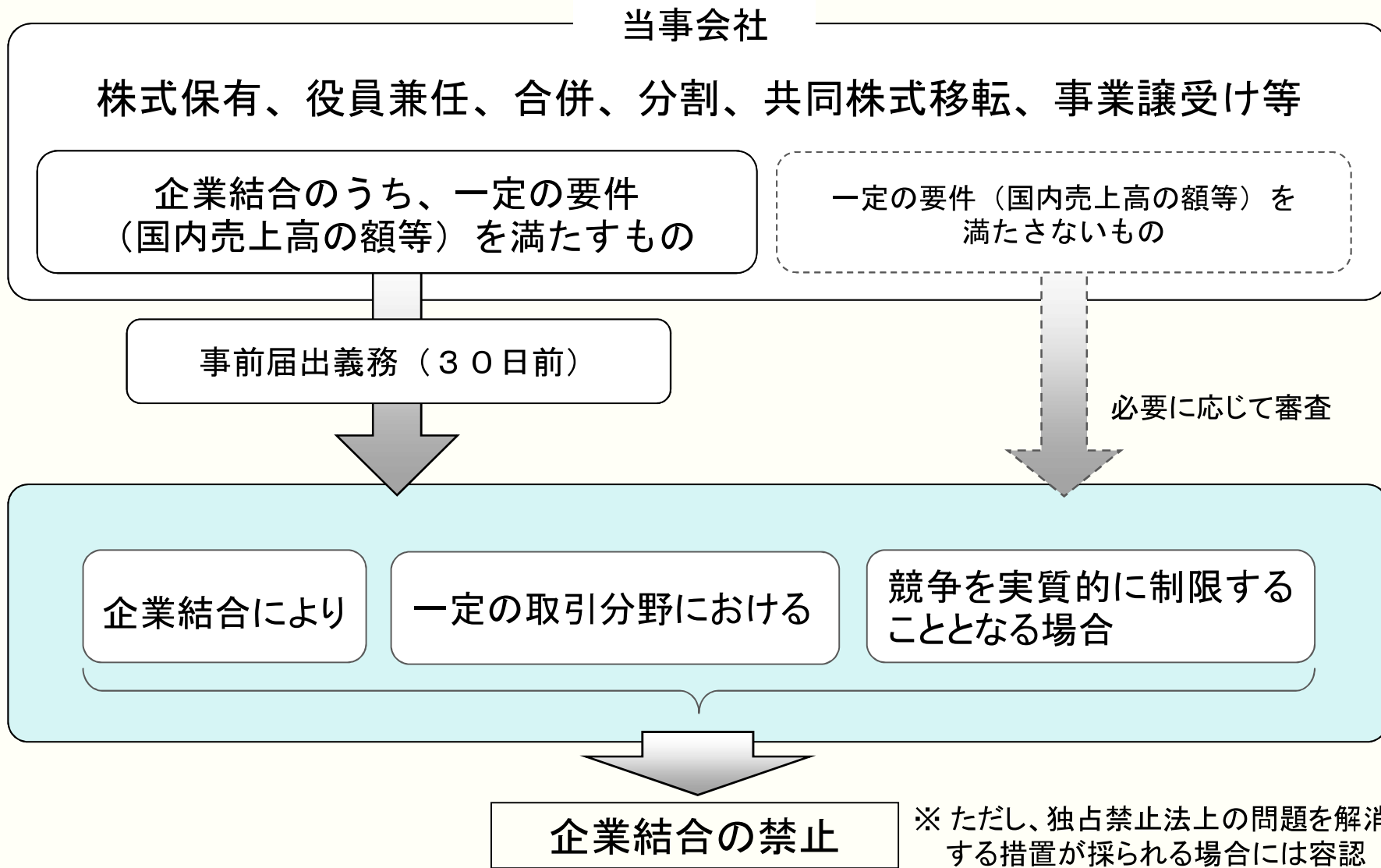


- 市場集中規制
 - 会社による株式保有の制限(第10条)
 - 役員兼任の制限(第13条)
 - 会社以外の者による株式保有の制限(第14条)
 - 合併(第15条)
 - 共同新設分割・吸収分割(第15条の2)
 - 共同株式移転(第15条の3)
 - 事業譲受け等(第16条)

- 一般集中規制
 - 事業支配力の過度集中の規制(第9条)
 - 銀行・保険会社による議決権保有規制(第11条)

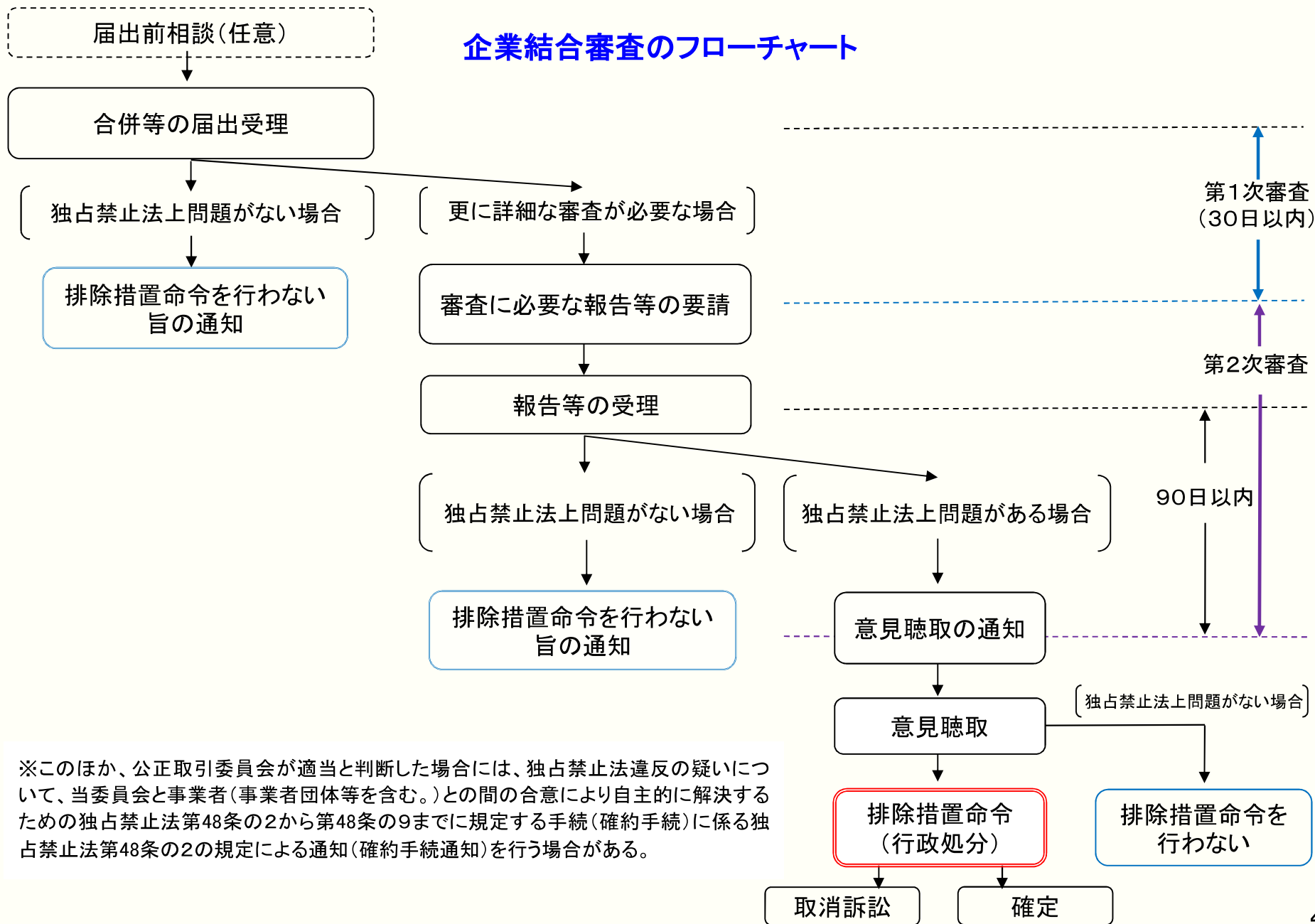
企業結合審査の基本的な考え方

(関係条文: 独占禁止法第10条、第13条～第16条等)



※ただし、独占禁止法上の問題を解消する措置が採られる場合には容認

企業結合審査のフローチャート



- 令和4年度に企業結合計画の届出を受理した案件は306件（対前年度比9.2%減）であった。
- 届出を受理した306件のうち、第2次審査に移行した案件はなかった。
- 令和4年度に審査が終了した案件のうち、当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題がないと判断したものは1件（事例集の事例6）であった。

〔表〕 過去5年度に受理した届出の処理状況

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
届出件数	321	310	266	337	306
第1次審査で終了したもの (うち禁止期間の短縮を行ったもの)	315	300	258	328	299
	(240)	(217)	(199)	(248)	(243)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	4	9	7	8	7
第2次審査に移行したもの	2	1	1	1	0

デジタル化等に対応した企業結合審査の実施

第三者からの情報・意見の募集

第2次審査の開始の如何を問わずに、必要に応じて、第三者から意見聴取する旨公表し、情報・意見を募集

令和4年度においては、

- ①グーグル・エルエルシー及びマンディアント・インクの統合
 - ②マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合
- について、第三者からの情報・意見の募集を実施。

内部文書の活用

迅速かつ的確な企業結合審査を実施するため、審査の初期段階から内部文書の提出を求め、審査を実施

令和4年度においては、例えば、

主要な企業結合事例に掲載した事例のうち、①日清製粉(株)による熊本製粉(株)の株式取得並びに②マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合について、当委員会から当事会社グループに対し提出を求めた取締役会議事録等の内部文書を精査し審査を実施。

経済分析の活用

新たに設立された経済分析室が中心となって、より洗練された経済分析を実施

令和4年度においては、例えば、

主要な企業結合事例に掲載した事例のうち、①古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け並びに②マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合について、経済分析を実施。

令和4年度における主要な企業結合事例

- 掲載事例の分野
 - ・ デジタル関連 (事例7:ゲームコンソール向けゲーム等、事例9:共通ポイント)
 - ・ 金融関連 (事例8:地方銀行)
 - ・ 製造業関連 (事例1:小麦粉、事例2:継手、事例3:ピストンリング、事例4:電池、事例5:自動車の排気処理装置、事例6:船舶用エンジン)
- 問題解消措置を前提に問題ないと判断した事例 (事例6)
- 経済分析結果を紹介している事例 (事例4及び事例7)
- 海外競争当局と情報交換を行いつつ審査を進めた事例 (事例7)
 - ▶ 豪州ACCC、英国CMA、欧州委員会、米国FTC及び韓国公取委

「令和4年度における主要な企業結合事例」の掲載事例一覧

事例番号	事例の名称	水平	垂直	混合	問題解消措置	経済分析	海外当局との情報交換
1	日清製粉(株)による熊本製粉(株)の株式取得(小麦粉)	○	—	—	—	—	—
2	(株)リケンによるJFE継手(株)の株式取得(可鍛継手)	○	—	—	—	—	—
3	(株)リケンと日本ピストンリング(株)による共同株式移転(ピストンリング)	○	—	—	—	—	—
4	古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け(円筒形ニカド素電池等)	○	○	—	—	○	—
5	ペガサス・ホールディングス・スリー・エルエルシーによるテネコ・インクの株式取得(自動車の排気処理装置)	—	○	—	—	—	—
6	今治造船(株)及び日立造船(株)による大型船用エンジン事業に係る共同出資会社の設立(船舶用エンジン)	—	○	—	○	—	—
7	マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合(ゲームコンソール向けゲーム等) (令和5年3月28日公表)	○	○	○	—	○	○
8	(株)横浜銀行による(株)神奈川銀行の株式取得(中小企業向け事業性貸出し)	○	—	—	—	—	—
9	(株)三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友カード(株)によるCCC MKホールディングス(株)の株式取得(共通ポイント)	○	—	○	—	—	—

(注)「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。

「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。

網掛けは、個別案件として公表した案件。

事例 1 日清製粉(株)による熊本製粉(株)の株式取得

1 一定の取引分野（小麦粉の製造販売業（九州地区））

<商品範囲> 小麦粉

国産小麦を使用した小麦粉
輸入小麦を使用した小麦粉

需要の代替性は限定的だが、
価格差が大きくないなど
⇒ 同一の商品範囲

強力粉
中力粉
薄力粉

需要の代替性はないが、
供給の代替性あるなど ⇒ 同一の商品範囲

業務用の小麦粉
家庭用の小麦粉

需要の代替性は限定的だが、
品質に差異がないなど
⇒ 同一の商品範囲

<地理的範囲> 九州地区

両当事会社グループの事業地域のほか、小麦粉の販売価格は輸送費の影響を受けやすい（原料の輸入小麦は国が政府売渡価格に基づき各製粉会社に販売しており、原料費を除くと小麦粉の販売価格に占める輸送費の割合は小さくない）ことを踏まえ画定

2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

順位	会社名	市場シェア
1	日清製粉グループ	約35%
2	A社	約30%
3	熊本製粉グループ	約10%
4	B社	約10%
5	C社	約5%
6	D社	約5%
7	E社	0-5%
8	F社	0-5%
9	G社	0-5%
	その他	0-5%
	合計	100%

当事会社グループ
合算シェア
約45%（第1位）
HHI 約3,100
増分 約700

水平型セーフハーバー
非該当

3 競争の実質的制限

競争事業者からの競争圧力	輸入	参入	隣接市場からの競争圧力	需要者からの競争圧力
○	×	×	×	○

- ・競争事業者が10社以上存在し、十分な供給余力を有している
- ・需要者にとって不利な価格設定が行われにくい市場環境

競争を実質的に制限することとなるとは認められないと判断

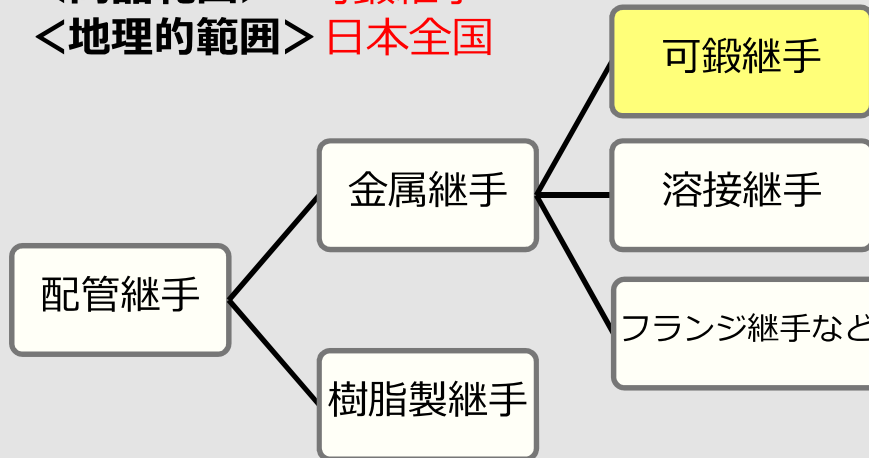
4 本件の特徴

- ✓ 競争事業者や需要者へのヒアリング等を通じて、商品の特性、販売価格の決定方法及び需要者の認識等を詳細に確認し、考慮。

事例 2 (株)リケンによるJFE継手(株)の株式取得

1 一定の取引分野

<商品範囲> 可鍛継手
<地理的範囲> 日本全国



2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約30%
2	JFE継手	約20%
3	リケン	約15%
4	B社	約15%
5	C社	約10%
	その他6社	各社0-5%
	合計	100%

水平型セーフハーバー非該当

3 競争の実質的制限

競争事業者からの競争圧力	隣接市場からの競争圧力 (※)	需要者からの競争圧力
○	○	○

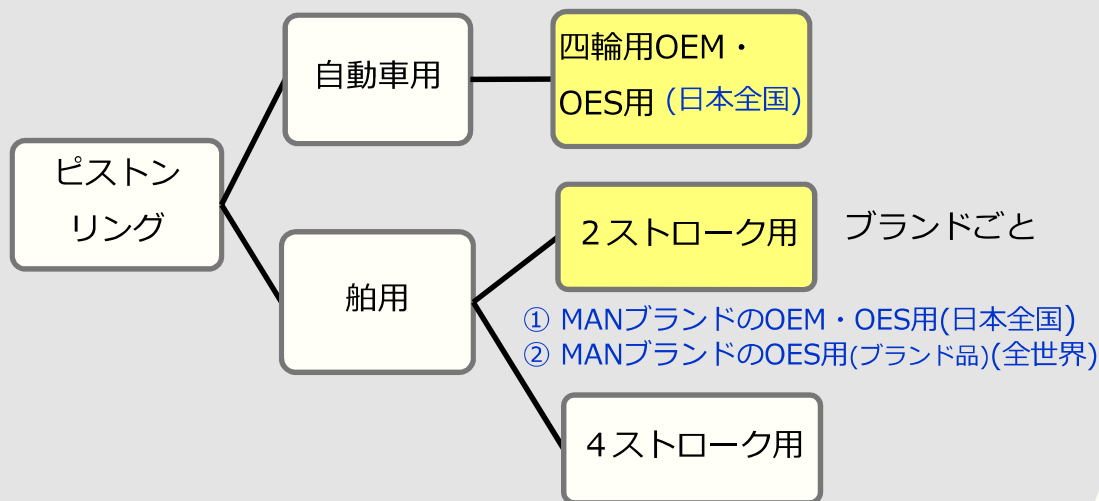
(※) 樹脂製配管の性能向上により、高耐久性等が求められる用途でも、建物の設計段階で樹脂製配管とその接続に用いられる樹脂製継手が使用されるようになっていることを考慮。

競争を実質的に制限することはないと判断

4 本件の特徴

- ✓ 建物の設計段階で金属製配管に対する樹脂製配管からの競争圧力を認定し、金属継手である可鍛継手についても樹脂製継手からの競争圧力を認定。

1 一定の取引分野



2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

【四輪用OEM・OES用ピストンリング】

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約40%
2	リケン	約35%
3	日本ピストンリング	約25%
合計		100%

水平型セーフハーバー非該当

【2ストローク用MANブランドのピストンリング(①OEM・OES用ピストンリング、②OES用(ブランド品)】

シェア不明 → 水平型セーフハーバー非該当として検討

3 競争の実質的制限

	競争者からの競争圧力	輸入	隣接市場(間接的なものも含む)からの競争圧力	需要者からの競争圧力
四輪用OEM・OES用【日本全国】	○	○	×	○
2ストローク用MANブランドのOEM・OES用【日本全国】	×	○	○	○
2ストローク用MANブランドのOES用(ブランド品)【世界全体】	○	—	—	—

競争を実質的に制限することとはならないと判断

4 本件の特徴

- ✓ 四輪用について、3社→2社となる事案。協調的行動について詳細に検討。
- ✓ 2ストローク用について、2社→1社となる事案。隣接市場からの競争圧力等を評価。世界全体で地理的範囲を画定。

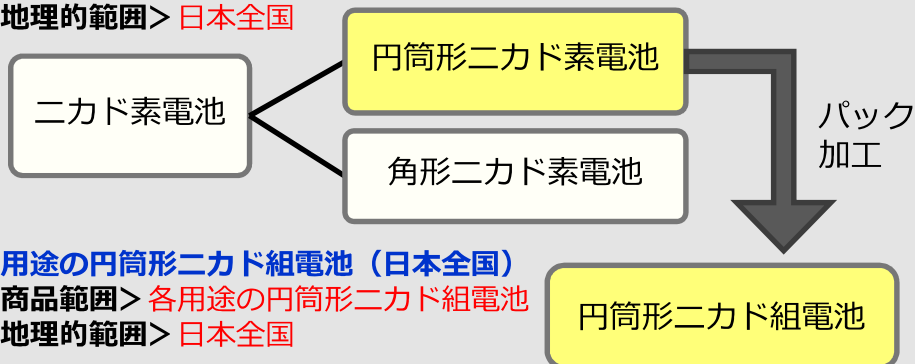
→問題解消措置を付さずに問題なしと判断。

1 一定の取引分野

円筒形ニカド素電池（日本全国）

<商品範囲> 円筒形ニカド素電池

<地理的範囲> 日本全国



各用途の円筒形ニカド組電池（日本全国）

<商品範囲> 各用途の円筒形ニカド組電池

<地理的範囲> 日本全国

各用途：
「非常用放送設備用」円筒形ニカド組電池 及び
「防火シャッター（連動中継器）用」円筒形ニカド組電池で競合

2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

- ①円筒形ニカド素電池
- ②非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池
- ③防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池

3市場いずれも、
**2社→1社（100%・1位）となる
水平型セーフハーバー非該当**

3 競争の実質的制限

競争者からの競争圧力	輸入	参入	隣接市場（間接的なものも含む）からの競争圧力	需要者からの競争圧力
×	×	×	○	×

競争を実質的に制限することはないと判断

・円筒形ニカド組電池からニッケル水素電池等への切替えの動きがあり隣接市場又は間接的な隣接市場（ニッケル水素電池等）からの競争圧力が認められること、当事会社グループ間の競合の程度が限定的であることを考慮

4 本件の特徴

- ✓ 当事会社グループ間の競争の程度の評価に当たって、経済分析を実施。
- ✓ 隣接市場からの競争圧力等を評価し、問題解消措置を付さずに問題なしと判断。

事例5 ペガサス・ホールディングス・スリー・エルエルシーによる テネコ・インクの株式取得

1 一定の取引分野

多結晶質アルミナ繊維

＜商品範囲＞ 多結晶質アルミナ繊維

優れた耐熱性と安定した機能性を有し、代替できる素材はない

＜地理的範囲＞ 世界全体

供給者は世界に数社で、需要者の買回り範囲にも地理的な制約はない

サポートマット

＜商品範囲＞ サポートマット

代替できる製品はなく、その製造には専門知識や高額な設備投資が必要

＜地理的範囲＞ 日本全国

国内の需要者は、国内製造拠点で使用するサポートマットは国内で調達

自動車用排気処理装置

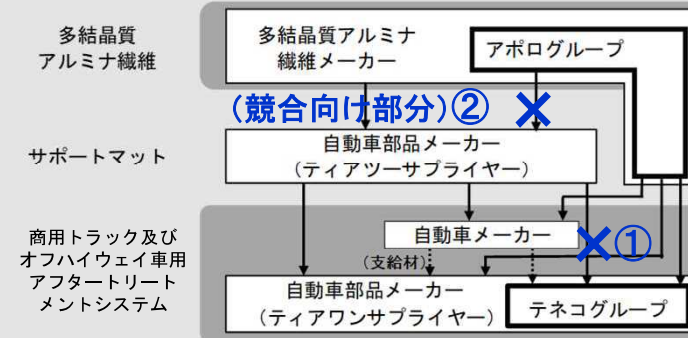
＜商品範囲＞ 商用トラック及びオフハイウェイ車用の
アフタートリートメントシステム

ガソリン車用（触媒コンバーター）とディーゼルエンジン車用（アフタートリートメントシステム）は機能や構造が異なる。後者の中でも乗用車等向けと商用トラック及びオフハイウェイ車用では処理能力が異なる

＜地理的範囲＞ 日本全国

日本の需要者は、国内に生産拠点がある事業者から調達するのが一般的

2 当事会社の地位及び競争事業者の状況



多結晶質アルミナ繊維（アポログループ）

アポログループの市場シェアは約60%に上り、競争事業者の市場シェアとの差が大きい

サポートマット（アポログループ）

垂直型セーフハーバー基準該当

商用トラック及びオフハイウェイ車用のアフタートリートメントシステム（テネコグループ）

（辛うじて）垂直型セーフハーバー基準該当

3 競争の実質的制限

商用トラック及びオフハイウェイ車用のアフタートリートメントシステムの顧客閉鎖（①）

仮に、購入拒否等が行われたとしても、他のサポートマットメーカーは、販売先を失うことにはならない上、サポートマットの調達先をアポログループに切り替えるには一定の制約があるため、顧客閉鎖の能力がない

（テネコグループの競争事業者の排除を目的とした）多結晶質アルミナ繊維の

投入物閉鎖（②）

競争事業者との市場シェアの差が大きく投入物閉鎖の能力はあるが、テネコグループの事業拡大の可能性は低く、アポログループに多結晶質アルミナ繊維の投入物閉鎖を行うインセンティブはない

慎重を期して検討

競争を実質的に制限することとなるとは認められないと判断

4 本件の特徴

- ✓ 複数の多層的な市場が関係する垂直型企业結合において、排除効果の生じ得るシナリオや競争制限のメカニズムを慎重に検討。

事例6 今治造船(株)及び日立造船(株)による大型船用エンジン事業に係る共同出資会社の設立

1 一定の取引分野

大型2ストロークエンジン

＜商品範囲＞ 「二元燃料エンジン」及び
「重油専焼エンジン（50ボア以上）」

＜地理的範囲＞ 日本全国

2ストローク
エンジン

二元燃料エンジン

普及途上で生産数自
体が限定的
→サイズ別区分なし

重油専焼エンジン

50ボア未満と50ボア
以上では製造設備等
が相違

商船17品目

＜商品範囲＞ 商船17品目

＜地理的範囲＞ 世界全体（フェリーのみ日本全国）

2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

川上市場

二元燃料エンジン

日立造船は製造実績はないが将来的に販売拡大の可能性
→垂直型セーフハーバー**非該当**として検討

重油専焼エンジン（50ボア以上）

市場シェア約15%

→垂直型セーフハーバー**非該当**

川下市場

商船17品目

【コンテナ船・ネオパナマックス（大型）】

市場シェア約30%

→垂直型セーフハーバー**非該当**

【フェリー】

HHI不明 → 垂直型セーフハーバー**非該当**として検討

3 競争の実質的制限

大型2ストロークエンジン市場における単独行動による競争の実質的制限

日立造船マリン（※）が、今治造船を通じて入手した他の船用エンジンメーカーの秘密情報を自己に有利に利用することで、当該他の船用エンジンメーカーの競争力が減殺される懸念

※日立造船の大型2ストロークエンジンの製造販売業を承継する新会社。本件行為により日立造船と今治造船の共同出資会社になる。

大型2ストロークエンジン市場における協調的行動による競争の実質的制限

船用エンジンメーカーが2社に限られ、今治造船が入手した他の船用エンジンメーカーの情報が日立造船マリンに共有されることで船用エンジンメーカー間で協調的行動が採られやすくなる懸念

〔情報遮断などを内容とする問題解消措置〕

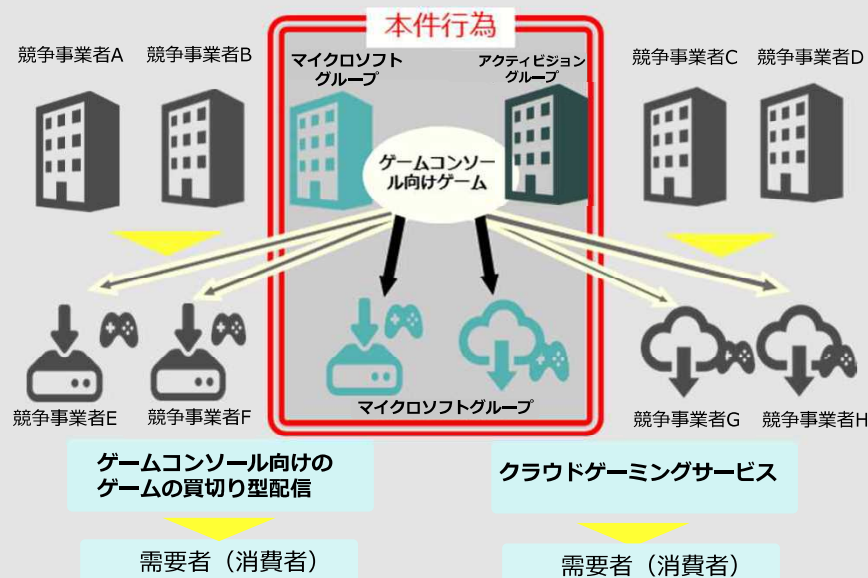
競争を実質的に制限することになるとは認められないと判断

4 本件の特徴

- ✓ 情報遮断などを内容とする問題解消措置を講じることを前提に、問題なしと判断。

1 一定の取引分野

ゲームコンソール向け開発・発行



2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

ゲームコンソール向けのゲーム買切り型配信事業

垂直型セーフハーバー **該当**

クラウドゲーミングサービス提供事業

市場シェア不明

→ 垂直型セーフハーバー **非該当**として検討

3 競争の実質的制限

クラウドゲーミングサービス提供事業者への供給拒否等

- ・競争事業者が存在するほか、隣接市場に有力な競争事業者が存在
- ・ゲームはデジタル形式で配信されるため、供給余力が不足することになるとは考え難い

下記の取引分野についても検討

水平：PC向けゲーム開発・発行、ゲームコンソール向けゲーム開発・発行 等

垂直：PC向けゲーム開発・発行 ⇒ PC向けゲームの買切り型配信 等

混合：PC向けゲーム開発・発行 ⇔ PC向けOS提供

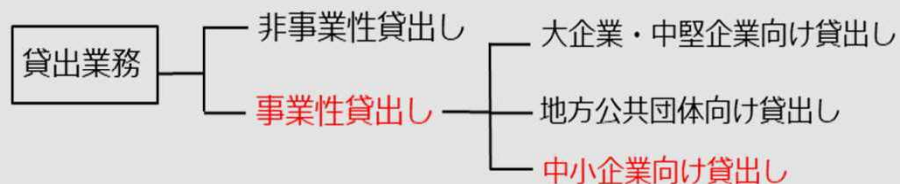
競争を実質的に制限することとならないと判断

4 本件の特徴

- ✓ 間接ネットワーク効果について考慮
- ✓ 外国企業同士の統合案件であり、海外競争当局（豪、英、欧、米、韓）と協力
- ✓ 経済分析案件
- ✓ 1次審査案件であるが、第三者からの情報・意見の募集を実施

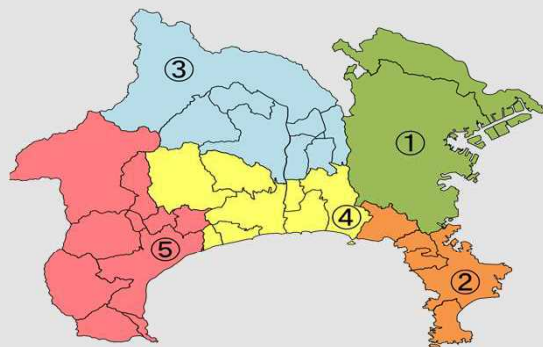
1 一定の取引分野（銀行業：貸出業務）

<役務範囲>



<地理的範囲>

神奈川県内の5つの経済圏
①横浜・川崎地域
②横須賀三浦地域
③県央地域
④湘南地域
⑤県西地域



2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

中小企業向けの事業性貸出し

それ以外の貸出業務

- ・大企業・中堅企業向けの事業性貸出し
- ・地方公共団体向けの事業性貸出し
- ・非事業性貸出し

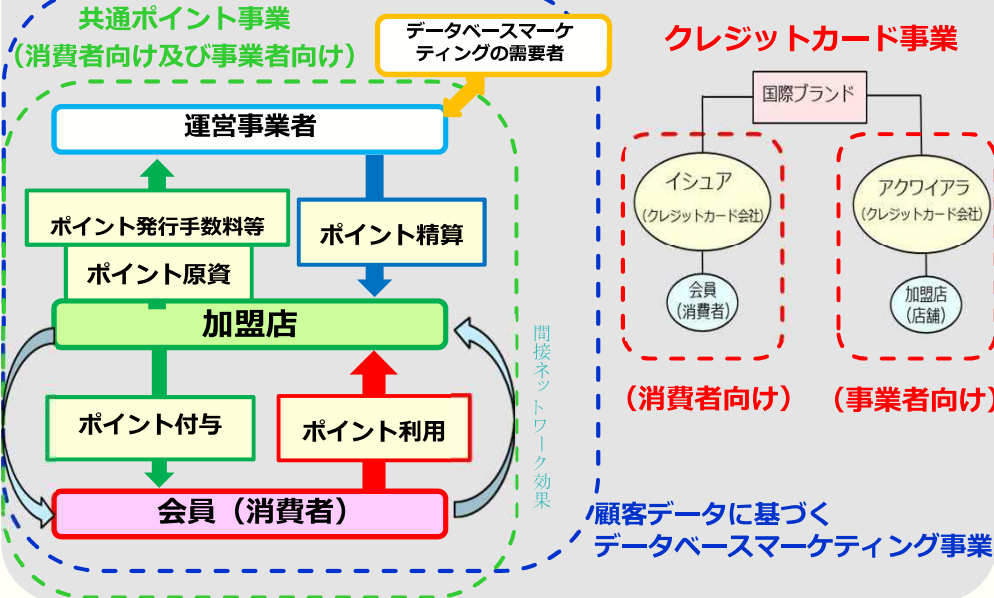
神奈川県内の5つの経済圏いずれも、
水平型セーフハーバー該当

3 本件の特徴

- ✓ 過去の**地銀の統合案件**（「(株)福井銀行による(株)福邦銀行の株式取得」（令和2年度事例集 事例9）や「(株)ふくおかフィナンシャルグループによる(株)十八銀行の株式取得」（平成30年度事例集 事例10））と**基本的に同じ一定の取引分野を画定し、検討。**

事例9 (株)三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友カード(株)によるCCCMKホールディングス(株)の株式取得

1 一定の取引分野



2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

- 共通ポイント事業
 - 顧客データに基づくデータベースマーケティング事業
 - 事業者向けクレジットカード事業 (アクワイアリング業務)
- いずれもシェア不明→セーフハーバー**非該当**として検討

- 消費者向けクレジットカード事業 (イシューング業務)
- 混合型セーフハーバー**該当** (HHI最大800)

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約20%
2	SMCC	約10%
3	B社	約10%
4	C社	約10%
5	D社	約5%
6	E社	約5%
7	F社	約5%
8	G社	0-5%
	その他	約25%
	合計	100%

3 競争の実質的制限

顧客データに基づくデータベースマーケティング事業

当事会社グループよりも大規模かつ種類も多様なデータを保有する複数の有力な競争事業者を含む多数の競争事業者が存在

消費者向け共通ポイント事業及びクレジットカード事業 (イシューング業務) 並びに
 加盟店向け共通ポイント事業及びクレジットカード事業 (アクワイアリング業務)

競争事業者からの競争圧力	参入	隣接市場からの競争圧力	潜在的競争の消滅
○	○	○	○

競争を
 実質的に制限する
 ことはならない
 と判断

4 本件の特徴

- ✓ 多面市場を構成する事業について、需要者 (消費者・加盟店) 層ごとに市場画定。
- ✓ 間接ネットワーク効果についても考慮。


(参考資料)


これまで公表した事例について、考慮要素ごと等に整理した一覧表をウェブサイトに掲載。

ホーム > 独占禁止法 > 企業結合 > 統計・資料

統計・資料

- ▶ 企業結合の届出一覧
- ▶ 企業結合関係届出等の状況
- ▶ 公表事例において問題点を指摘して当事会社側が計画を断念した事例
- ▶ 公表事例において措置の実施を前提として問題なしと判断した事例
- ▶ 公表事例において輸入について検討を行った例
- ▶ 公表事例において参入について検討を行った例
- ▶ 公表事例において隣接市場からの競争圧力の有無について検討を行った例
- ▶ 公表事例において総合的な事業能力について検討を行った例
- ▶ 公表事例において当事会社グループの経営状況が考慮された例
- ▶ 公表事例において経済分析を行った例

一定の取引分野の例  (354 KB)



<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/index.html>

統計・資料

- ▶ 企業結合の届出一覧
- ▶ 企業結合関係届出等の状況
- ▶ 公表事例において問題点を指摘して当事会社側が計画を断念した事例
- ▶ 公表事例において措置の実施を前提として問題なしと判断した事例
- ▶ 公表事例において輸入について検討を行った例
- ▶ **公表事例において参入について検討を行った例**
- ▶ 公表事例において隣接市場からの競争圧力の有無について検討を行った例
- ▶ 公表事例において総合的な事業能力について検討を行った例
- ▶ 公表事例において当事会社グループの経営状況が考慮された例
- ▶ 公表事例において経済分析を行った例

一定の取引分野の例  (354 KB)

公表事例において参入について検討を行った例

- 1 以下の事例は、平成10年度以降の公表事例において、企業結合審査にあたり、「参入」について検討を行った例を整理したものです。
- 2 以下に示した事例は、個々の事例に係る事実関係を踏まえて判断されたものであり、個々の企業結合計画における「参入」の考慮については、当該計画に係る事実関係を踏まえ、個別に判断されることに留意してください。

	年度	事例番号	案件名
1	平成11年度	事例6	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー、(株)日立製作所及び(株)東芝による原子燃料事業の統合
2	平成11年度	事例12	三井信託銀行(株)と中央信託銀行(株)の合併
3	平成11年度	事例13	日本たばこ産業(株)によるアール・ジェイ・アール・ナビスコ・ホールディングス社の米国外のたばこ事業の譲受け
4	平成12年度	事例1	(株)第一勧業銀行、(株)富士銀行及び(株)日本興業銀行の持株会社の設立による事業統合

⋮

101	令和元年度	事例8	エムスリー(株)による(株)日本アルトマークの株式取得
102	令和2年度	事例1	三井製糖(株)による大日本明治製糖(株)の株式取得
103	令和2年度	事例2	昭和産業(株)によるサンエイ糖化(株)の株式取得
104	令和2年度	事例5	アナログ・デバイヤーズ・インクによるマキシム・インテグレートッド・プロダクツ・インクの株式取得
105	令和2年度	事例10	Zホールディングス(株)及びL I N E(株)の経営統合
106	令和3年度	事例2	グローバルウェーハズ・ゲーエムペーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得
107	令和3年度	事例3	神鋼建材工業(株)による日鉄建材(株)の鋼製防護柵及び防音壁事業の吸収分割
108	令和3年度	事例8	東京青果(株)による東一神田青果(株)の株式取得
109	令和4年度	事例1	日清製粉(株)による熊本製粉(株)の株式取得
110	令和4年度	事例3	(株)リケンと日本ピストンリング(株)による共同株式移転
111	令和4年度	事例4	古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け
112	令和4年度	事例9	(株)三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友カード(株)によるC C C M Kホールディングス(株)の株式取得

統計・資料

- ▶ 企業結合の届出一覧
- ▶ 企業結合関係届出等の状況
- ▶ 公表事例において問題点を指摘して当事会社側が計画を断念した事例
- ▶ 公表事例において措置の実施を前提として問題なしと判断した事例
- ▶ 公表事例において輸入について検討を行った例
- ▶ 公表事例において参入について検討を行った例
- ▶ 公表事例において隣接市場からの競争圧力の有無について検討を行った例
- ▶ 公表事例において総合的な事業能力について検討を行った例
- ▶ 公表事例において当事会社グループの経営状況が考慮された例
- ▶ 公表事例において経済分析を行った例

一定の取引分野の例  (354 KB)

公表事例において措置の実施を前提として問題なしと判断した事例

- 1 以下の事例は、平成10年度以降の公表事例において、当事会社側からの措置の申し出を受けて、当該措置の実施を前提として、公正取引委員会が問題なしと判断したものの例を整理したものです。
- 2 以下に示した事例は、個々の事例に係る事実関係を踏まえて判断されたものであり、個々の企業結合計画における「措置の実施」の考慮については、当該計画に係る事実関係を踏まえ、個別に判断されることに留意してください。

	年度	事例番号	案件名
1	平成10年度	事例4	秩父小野田(株)と日本セメント(株)の合併及び宇部興産(株)と三菱マテリアル(株)によるセメント事業の統合
2	平成11年度	事例6	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー、(株)日立製作所及び(株)東芝による原子燃料事業の統合
3	平成11年度	事例13	日本たばこ産業(株)によるアール・ジェイ・アール・ナビスコ・ホールディングス社の米国外のたばこ事業の譲受け
4	平成12年度	事例2	日本製紙(株)及び大昭和製紙(株)の持株会社の設立による事業統合

⋮

52	平成30年度	事例4	新日鐵住金(株)による山陽特殊製鋼(株)の株式取得
53	平成30年度	事例6	ジェイエックス・メタルズ・ドイチェラント・ゲーエムペーハーによるエイチ・シー・スタルク・タンタラム・アンド・ニオビウム・ゲーエムペーハーの株式取得
54	平成30年度	事例7	(株)USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシステム(株)の株式取得
55	平成30年度	事例10	(株)ふくおかフィナンシャルグループによる(株)十八銀行の株式取得
56	令和元年度	事例2	TDK(株)による昭和電工(株)のネオジム磁石合金の研究開発事業の譲受け
57	令和元年度	事例6	トヨタ自動車(株)及びパナソニック(株)による車載用リチウムイオン電池事業等に係る共同出資会社の設立
58	令和元年度	事例8	エムスリー(株)による(株)日本アルトマークの株式取得
59	令和2年度	事例3	D I C(株)によるB A S F カラー&エフェクトジャパン(株)の株式取得
60	令和2年度	事例4	富士フイルム(株)による(株)日立製作所の画像診断事業及びヘルスケア I T 事業の統合
61	令和2年度	事例6	グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合
62	令和2年度	事例10	Zホールディングス(株)及びL I N E(株)の経営統合
63	令和3年度	事例3	神鋼建材工業(株)による日鉄建材(株)の鋼製防護柵及び防音壁事業の吸収分割
64	令和4年度	事例6	今治造船(株)及び日立造船(株)による大型船用エンジン事業に係る共同出資会社の設立

統計・資料

- ▶ 企業結合の届出一覧
- ▶ 企業結合関係届出等の状況
- ▶ 公表事例において問題点を指摘して当事会社側が計画を断念した事例
- ▶ 公表事例において措置の実施を前提として問題なしと判断した事例
- ▶ 公表事例において輸入について検討を行った例
- ▶ 公表事例において参入について検討を行った例
- ▶ 公表事例において隣接市場からの競争圧力の有無について検討を行った例
- ▶ 公表事例において総合的な事業能力について検討を行った例
- ▶ 公表事例において当事会社グループの経営状況が考慮された例
- ▶ 公表事例において経済分析を行った例

一定の取引分野の例  (354 KB)

公表事例において経済分析を行った例

以下の事例は、平成27年度以降の公表事例において、企業結合審査にあたり、経済分析を行った例を整理したものです。

	年度	事例番号	案件名
1	平成27年度	事例3	大阪製鐵(株)による東京製鐵(株)の株式取得
2	平成27年度	事例9	(株)ファミリーマートとユニーグループ・ホールディングス(株)の経営統合
3	平成28年度	事例3	出光興産(株)による昭和シェル石油(株)の株式取得及びJXホールディングス(株)による東燃ゼネラル石油(株)の株式取得
4	平成28年度	事例5	新日鐵住金(株)による日新製鋼(株)の株式取得
5	平成29年度	事例12	(株)第四銀行及び(株)北越銀行による共同株式移転
⋮			
7	平成30年度	事例4	新日鐵住金(株)による山陽特殊製鋼(株)の株式取得
8	平成30年度	事例5	合同製鐵(株)による朝日工業(株)の株式取得
9	平成30年度	事例7	(株)USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシステム(株)の株式取得
10	令和元年度	事例3	日本産業パートナーズ(株)による(株)コベルコマテリアル銅管及び古河電気工業(株)の銅管事業の統合
11	令和元年度	事例9	(株)マツモトキヨシホールディングスによる(株)ココカラファインの株式取得
12	令和2年度	事例2	昭和産業(株)によるサンエイ糖化(株)の株式取得
13	令和2年度	事例3	DIC(株)によるBAS Fカラー&エフェクトジャパン(株)の株式取得
14	令和2年度	事例6	グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合
15	令和2年度	事例10	Zホールディングス(株)及びLINE(株)の経営統合
16	令和3年度	事例2	グローバルウェーハズ・ゲーエムペーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得
17	令和3年度	事例3	神鋼建材工業(株)による日鉄建材(株)の鋼製防護柵及び防音壁事業の吸収分割
18	令和4年度	事例4	古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け
19	令和4年度	事例7	マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合